

# 納める人

県内に事務所（事業所）を持ち、事業を行っている全ての法人です。  
 人格のない社団等で、収益事業又は法人課税信託の引受けを行っているものは法人とみなされます。

# 納める額

課税標準額（所得割、付加価値割、資本割、収入割）にそれぞれの税率をかけた金額になります。

区分	法人の種類	所得等の区分	税率				
			開始する事業年度				
			H27.4.1 H28.3.31	H28.4.1 R1.9.30	R1.10.1 R2.3.31	R2.4.1 R4.3.31	R4.4.1 ～
所得等を課税標準とするもの	普通法人、公益法人等、人格のない社団等	所得割	年400万円以下の所得	3.4%		3.5%	
			年400万円超～年800万円以下の所得	5.1%		5.3%	
			年800万円超の所得	6.7%		7%	
		3以上の都道府県に事務所又は事業所を有し、 資本金の額又は出資金の額が1,000万円以上の法人	6.7%		7%		
	特別法人 (協同組合、医療法人等)	所得割	年400万円以下の所得	3.4%		3.5%	
			年400万円超の所得	4.6%		4.9%	
	外形標準課税法人	所得割	年400万円以下の所得	1.6%	0.3%	0.4%	1%
			年400万円超～年800万円以下の所得	2.3%	0.5%	0.7%	
			年800万円超の所得	3.1%	0.7%	1%	
			3以上の都道府県に事務所又は事業所を有する法人	3.1%	0.7%	1%	
	付加価値割	付加価値額 (収益配分額と単年度損益の合計額)	0.72%	1.2%	1.2%		
		資本割	資本金等の額	0.3%	0.5%	0.5%	
収入金額を課税標準とするもの	電気供給業(送配電事業)、導管ガス供給業、保険業等を行う法人	収入割	収入金額	0.9%		1%	
収入金額等を課税標準とするもの	電気供給業(発電事業等、特定卸供給事業、小売電気事業等)を行う法人のうち資本金又は出資金の額が1億円以下の法人	収入割	収入金額	0.9%	1%	0.75%	
		所得割	所得金額			1.85%	
	電気供給業(発電事業等、特定卸供給事業、小売電気事業等)を行う法人のうち資本金又は出資金の額が1億円超の法人	収入割	収入金額	0.9%	1%	0.75%	
		付加価値割	付加価値額 (収益配分額と単年度損益の合計額)			0.37%	
	特定ガス供給業を行う法人	資本割	資本金等の額			0.15%	
		収入割	収入金額	0.9%	1%	0.48%	
			付加価値割 (収益配分額と単年度損益の合計額)			0.77%	
	資本割	資本金等の額			0.32%		

■所得とは  
 各事業年度の益金の額から損金の額を控除した金額をいい、地方税法等で特別の定めをしている場合を除き、法人税の計算の例によって行います。

※平成22年9月30日までの解散等の法人の清算中の課税

法人の種類	適用区分	税率	
		H20.9.30までの解散	H20.10.1～H22.9.30の解散
外形標準課税対象法人	清算所得	7.2%	2.9%
特別法人		6.6%	3.6%
上記以外の法人		9.6%	5.3%

(清算所得課税の廃止に伴い、平成22年10月1日以降の解散等による法人の清算中の課税は、通常の所得課税となります。)

# 外形標準課税の概要

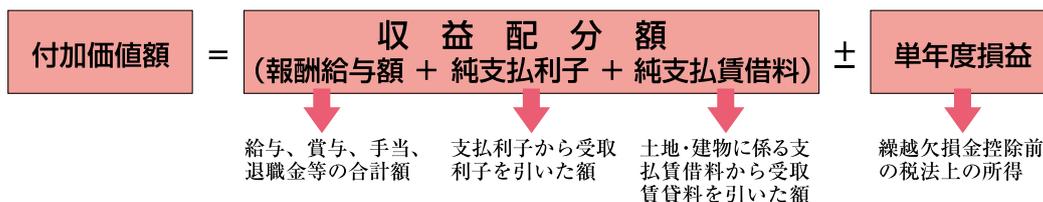
## ■対象法人

1. 資本金の額又は出資金の額が1億円超の普通法人
2. 【令和7年4月1日以後開始事業年度から適用】前事業年度に外形標準課税の対象であった法人で、当事業年度に資本金1億円以下で、資本金と資本剰余金の合計額(以下「払込資本の額」という。)が10億円超の法人(経過措置あり)
3. 【令和8年4月1日以後開始事業年度から適用】払込資本の額が50億円超の法人等(特定法人)の100%子法人等のうち、資本金1億円以下で、払込資本の額が2億円超の法人

## ■付加価値割・資本割の仕組み

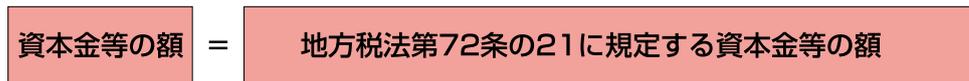
課税標準を付加価値額とする「付加価値割」、資本金等の額とする「資本割」があり、法人の事業活動の規模を外的に示す基準によって法人事業税を課すことから「外形標準課税」と呼ばれます。

① 付加価値割額 = 付加価値額 × 税率



単年度損益に欠損金が生じた場合には収益配分額から控除

② 資本割額 = 資本金等の額 × 税率



# 法人事業税の分割基準について

2以上の都道府県に事務所等を有する法人は、法人事業税の課税標準の総額を従業者数等の分割基準に基づいて各県に分割し申告納付することとされています。

事業		分割基準
非製造業	銀行業 保険業 証券業	課税標準の2分の1：事業所等数 課税標準の2分の1：従業者数
	運輸・通信業 卸売・小売業 サービス業 等	
製造業		従業者数 ※資本金又は出資金の額が1億円以上の法人は工場の従業者数を1.5倍とする。
鉄道事業 軌道事業		軌道の延長キロメートル数
ガス供給業 倉庫業		事務所等の固定資産の価額
電気供給業	小売電気事業	課税標準の2分の1：事業所等数 課税標準の2分の1：従業者数
	送配電事業	課税標準の4分の3：発電所に接続する電線の電力の容量 課税標準の4分の1：事業所等の固定資産の価額
	発電事業	課税標準の4分の3：事業所等の固定資産で発電所の用に供するものの価額 課税標準の4分の1：事業所等の固定資産の価額
	発電所に接続する電線を有しない場合の送配電事業又は発電所用固定資産を有しない場合の発電事業については、課税標準を固定資産の価額で分割	

# 申告と納税

法人の決算により確定した所得金額(又は収入金額)、税額などを事業年度終了の日から2か月以内(申告書の提出期限の延長承認を受けているときは、その日まで)に、法人県民税・法人事業税をあわせて申告するとともに、納めます。

# 特別法人事業税又は地方法人特別税について

平成31年度税制改正により、令和元年10月1日以後に開始する事業年度から、地方間の税源偏在を是正するために、特別法人事業税が創設されました。特別法人事業税は国税ですが、法人事業税と併せて都道府県への申告が必要となります。

また、地方法人特別税については、令和元年9月30日以前に開始する事業年度をもって廃止されました。

なお、廃止後であっても令和元年9月30日までに開始する事業年度の申告等については、地方法人特別税に関する規定はなお効力を有することとされていますので、ご注意ください。

## 納める人

法人事業税（所得割、収入割）を申告納付する法人が対象です。

## 適用時期

### ■特別法人事業税

令和元年10月1日以後に開始する事業年度

### ■地方法人特別税

平成20年10月1日から令和元年9月30日までに開始する事業年度に係る法人事業税及び平成20年10月1日から平成22年9月30日までの解散等（合併による解散を除く）による清算所得に対する法人事業税に併せて適用されます。

## 特別法人事業税の税率及び課税標準

法人の区分	開始する事業年度		
	R1.10.1 ～ R2.3.31	R2.4.1 ～ R4.3.31	R4.4.1 ～
外形標準課税法人	260%		
所得金課税法人	37.0%		
特別法人	34.5%		
収入金額課税法人(下記以外)	30.0%	30.0%	
収入金額等課税法人(電気供給業(発電事業等)特定卸供給事業・小売電気事業等)		40.0%	
収入金額等課税法人(特定ガス供給業)	30.0%	62.5%	

基準法人所得割額…標準税率によって計算した法人事業税の所得割額

基準法人収入割額…標準税率によって計算した法人事業税の収入割額

基準法人所得割額又は基準法人収入割額×税率＝特別法人事業税額

## 地方法人特別税の税率

法人の区分	開始する事業年度			
	H20.10.1 ～ H26.9.30	H26.10.1 ～ H27.3.31	H27.4.1 ～ H28.3.31	H28.4.1 ～ R1.9.30
外形標準課税法人	148%	67.4%	93.5%	414.2%
所得金課税法人	81%	43.2%	43.2%	43.2%
収入金課税法人				